

選挙啓発教材作成業務委託公募型プロポーザル審査要領

第1 目的

選挙啓発教材作成業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提出された企画提案書を適正に評価するため、選挙啓発教材作成業務委託公募型プロポーザル審査要領を定める。

第2 審査会の設置

企画提案書の審査を行うため、選挙啓発教材作成業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

1 構成

- (1) 審査会に委員を置き、別表1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査会に会長を置く。なお、会長は、栃木県選挙管理委員会書記長の職にある者をもって充てる。
- (3) 会長は、会務を総括する。

2 運営

- (1) 審査会は、会長が招集する。
- (2) 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 審査会は、会長を含む4名以上の委員が出席して開催するものとする。
- (4) 会長は、各委員の審査結果に基づき、委託契約候補者を選定する。
- (5) 審査会は、非公開とする。

3 守秘義務

会長及び委員は、審査会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 審査

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、次の方法により行う。

- (1) 企画提案書の審査は、企画提案書の記載内容をもとに、別表2に規定する審査項目ごとに評価を行い採点する。
- (2) 委員が行った採点の合計を、評価点とする。
- (3) (2)により算出した評価点をもって、点数の高い者から順に、委員ごとに提案者の順位付けを行い、全ての企画提案者の中で、最も多くの委員が1位とした者を委託契約候補者とする。なお、最も多くの委員が1位とした者が複数の場合は、各委員の評価点の合計が最も高い者を委託契約候補者とする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、各委員の評価点の平均が60点以上である場合に限り、委託締約候補者とする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は会長が定める。

(別表 1 審査会の構成)

所属	役職	備考
栃木県選挙管理委員会	書記長 (次長兼市町村課長)	会長
	書記 (行政担当 G L)	
	選挙係長 (選挙担当 G L)	
栃木県教育委員会事務局	高校教育課 指導主事	
栃木市選挙管理委員会	書記	

(別表2 審査項目)

評価項目		評価内容	配点
1	総論	社会背景や本県の現状・特性を踏まえ、本事業の目的及び業務内容を十分に理解しているか。事業目的を達成するための考え方・コンセプトが明確であるか。	10
2	企画内容	提案内容に具体性、妥当性、公平性があるか。	15
		教材を使用することによる効果が十分に発揮できる内容となっているか。	20
		独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	15
3	実施体制及び 計画実現性	過去に類似の業務で良好な実績をあげているか、同等の成果が期待できるか。	10
		委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	10
4	必要経費	経費の積算は、明確かつ妥当な金額か。	10
5	専門的知識	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	10
合 計			100